

【地域生活支援事業(入浴サービス)の概要】

サービス名	サービス内容	報酬単価	指定事業所数
訪問入浴	移動入浴車にて居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。	7,500 円	5 事業所
施設入浴	障害福祉サービスを提供する事業所のうち入浴設備のある施設で入浴の介護を行う。	4,000 円	1 事業所

【現状】

○令和 2 年度に、サービス利用者がある訪問入浴サービスの 2 事業所が箕面市から撤退するとの意向があった。

《撤退理由》

- ①箕面市の訪問入浴サービスの報酬単価が近隣他市に比べて低い。
 - ②報酬単価が低い上、箕面市は支給量(3回/週(月15回/月))が多く、実際の利用回数も多い。
 - ③若い利用者が多く、日中活動系のサービスから帰ってきてから、夕方以降に訪問入浴サービスを提供することになる。
- } 左記②～③により、報酬単価が低いと事業運営が困難。

○下記の理由により、訪問入浴サービス事業所が不足している。

《参考》地域生活支援事業(訪問入浴サービス)事業所指定要件
⇒「介護保険における指定訪問入浴介護事業者」

- ①箕面市内に介護保険における指定訪問入浴介護事業者がない。
- ②箕面市の指定を受けていない近隣他市の訪問入浴サービスの事業所(5事業所)も、人員不足・車両不足・巡回ルートの問題等により新規参入が難しい。
- ③高齢者の入浴支援は、デイサービスでの入浴や、訪問看護でのシャワー浴で対応するケースが多いため、今後、箕面市の地域生活支援事業(訪問入浴サービス)の指定要件である、「介護保険における指定訪問入浴介護事業者」の事業所の増加が見込めない状況。
- ④地域生活支援事業(訪問入浴サービス)だけでは事業所運営が困難なため、指定要件を見直したとしても、事業所の増加は見込めない状況。

【現在の箕面市の対応】

撤退意向のあった訪問入浴サービスの 2 事業所による箕面市でのサービス継続のため、報酬単価の増額に向けて令和 3 年度の予算要求中。

《改正案》12,560 円 (現行の介護保険における「訪問入浴介護」の基本報酬額)

【今後の課題】

- 訪問入浴サービス事業所が増える見込みがないため、利用者がこのまま増えるとサービス継続が難しい状況。
- 報酬改訂にあたり、訪問・施設入浴サービス利用者の入浴状況を確認したところ、現行制度の運用に課題がある。

現行制度運用の課題 訪問・施設入浴サービスでしか入浴機会がない者がいる一方、訪問・施設入浴サービス以外のサービスで入浴可能な者の訪問・施設入浴サービスの支給決定を認めていることにより、入浴機会について不公平感が生じている。

【地域生活支援事業(入浴サービス)の見直しについて】

上記課題へ対応するため、令和4年度以降の地域生活支援事業(入浴サービス)の制度の見直しが必要と考える。制度の見直しの検討にあたり、今後ご意見を賜りたい。